

令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険料の減免制度がスタートします。

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、医師国民健康保険組合の被保険者で出産される方の産前産後の一定期間の保険料が免除される制度が令和6年1月から始まります。

○対象となる方

茨城県医師国民健康保険組合の被保険者で出産予定日（出産日）が令和5年11月1日以降の方が対象です。妊娠85日（4か月）以上の出産が対象で、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。

○対象期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

・単胎の方



・多胎の方



○対象保険料

出産される方の産前産後の所得割及び均等割保険料

○届出方法

組合員は、組合員並びに被保険者である世帯員、組合員の医療機関に勤務する准組合員並びに被保険者である世帯員にこの減免の対象者がいる時は、届出書に必要書類を添えて組合に提出してください。

★届出書

- ・産前産後の保険料減免措置届出書

[届出書（組合HPの「各種様式ダウンロード」 PDFファイル）](#)

[届出書記入例（組合HPの「各種様式ダウンロード」 PDFファイル）](#)

★必要書類

- ・出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類（母子健康手帳の写しなど）
- ・出産後に届出を行う場合は、出産した被保険者と当該出産に係る子との親子関係を明らかにすることができる書類（住民票謄本など）

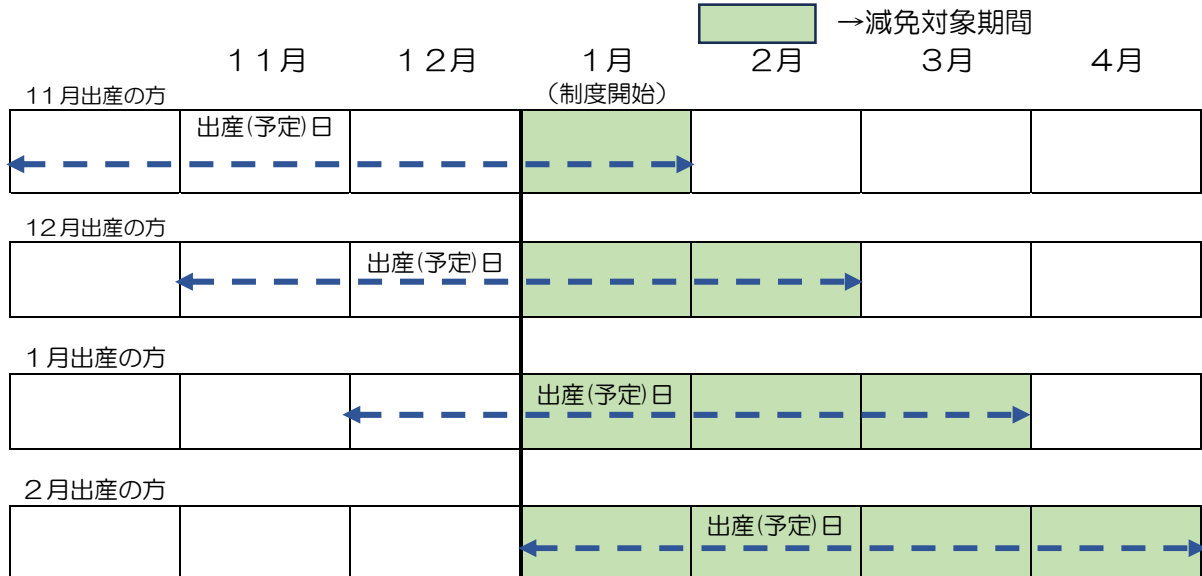
[母子健康手帳の提出箇所（組合HPの「各種様式ダウンロード」 PDFファイル）](#)

Q&A

Q1 令和5年11月に出産しました。何月分の保険料から免除されますか。

A1 制度の施行が令和6年1月からですので、令和5年11月に出産した場合は令和6年1月分の保険料が免除されます。また、令和5年12月に出産した場合は、令和6年1月から2月分、令和6年1月に出産した場合は、令和6年1月から3月分の保険料が免除されます。

令和5年11月～令和6年2月に産される方の減免期間（単胎妊娠の場合）



※令和6年2月以降に産される方は出生（予定）日が属する月の前月から4か月間が減額期間となります。

Q2 出産予定月と実際の出産月が異なる場合、どのようになりますか？

A2 出産予定月と実際の出産月が異なっても、原則減免内容の変更は行わず、届出の必要もありません。

Q3 出産予定日の何か月前から届出を行うことができますか？

A3 出産予定日の6か月前から届出は可能です。なお、令和6年1月の制度施行前の届出でも問題ありません。

理事長	常務理事	事務長	係 員

産前産後期間の保険料減免措置届出書

届 出 年 月 日	令和 年 月 日
A 世 帯 主	① 氏 名
	② 生年月日
	③ 住 所
	④ 個人番号
	⑤ 電話番号
B 出産する方	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ <input type="checkbox"/> 世帯主と違う <small>※どちらかに<input checked="" type="checkbox"/>チェックを入れて下さい。世帯主と同じ場合は、以下の記載不要です。</small>
	① 氏 名
	② 生年月日
	③ 住 所
	④ 個人番号
	⑤ 電話番号
C 出産予定日又は出産日	令和 年 月 日
D 単胎妊娠・多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎
<p><注意事項></p> <p>1 この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。</p> <p>2 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代りに出産日を記入してください。なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料減免について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。</p> <p>3 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。</p> <p>① 出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）</p> <p>② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類</p> <p>茨城県医師国民健康保険組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出者 氏 名</p> <p>茨城県医師国民健康保険組合理事長 様</p>	

記入例

(様式第1号)

理事長	常務理事	事務長	係員

産前産後期間の保険料減免措置届出書

届出年月日	令和6年2月5日	
A 世帯主	① 氏名	国保太郎
	② 生年月日	平成〇年×月△日
	③ 住所	水戸市笠原489
	④ 個人番号	〇〇〇〇-××××-△△△△ (*マイナンバーを記載)
	⑤ 電話番号	〇〇〇(×××)△△△△
B 出産する方	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主と違う ※どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れて下さい。世帯主と同じ場合は、以下の記載不要です。	
	① 氏名	国保花子
	② 生年月日	平成×年×月×日
	③ 住所	水戸市笠原489
	④ 個人番号	××××-△△△△-〇〇〇〇 (*マイナンバーを記載)
	⑤ 電話番号	〇〇〇(×××)△△△△
C 出産予定日又は出産日	令和6年3月15日	
D 単胎妊娠・多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎	

<注意事項>

- この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
- 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代りに出産日を記入してください。なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料減免について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。
- 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
 - ① 出産予定日を確認することができる書類(出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類)
 - ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

茨城県医師国民健康保険組合理事長 様

茨城県医師国民健康保険組合理事長 様

住所 水戸市中央×〇△-〇-△

届出者 氏名 茨城健太

茨城県医師国民健康保険組合理事長 様

出産する方の氏名、生年月日等を記入し、母子健康手帳の下記ページの写しをご提出ください。

※多胎妊娠の場合は、人数分の下記ページの写し、母子健康手帳の表紙の写し（多胎妊娠の事実が確認できるもの）の提出が必要になります。

< 1 ページ >

<この欄は手帳を受け取ったらすぐに自分で記入してください>

子の保護者	続柄	氏名	生年月日（年齢）	職業
	母（妊婦）	国保 花子	H5年4月1日（ 歳）	
	父	国保 太郎	H2年12月31日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
居住地	電話			
	電話			
	電話			

出生届出済証明

子の氏名	男・女		
出生の場所	都道府県	市区町村	
出生の年月日	年	月	日

上記の者については
出生の届出があったことを証明する。

年 月 日

市区町村長 印

※赤ちゃんが生まれたら14日以内に出生届をして、同時に上欄の出生届出済の証明を受けてください。

< 4 ページ >

妊娠中の記録（1）

ご自身の体調や妊婦健康診査の際に尋ねたいこと、赤ちゃんを迎える両親の気持ちなどを書き留めておきましょう。

<妊娠3か月> 妊娠8週～妊娠11週（月 日～月 日）	
※妊娠・出産について気軽に相談できる人を見つけておくと安心です。	
<妊娠4か月> 妊娠12週～妊娠15週（月 日～月 日）	
※妊娠初期の血液検査結果を確認しましょう（以降も各種検査結果について確認しましょう）。 ※里帰り出産を予定している場合は、医師や助産師、家族と話し合い、準備しましょう。	
最終月経開始日	年 月 日
この妊娠の初診日	年 月 日
胎動を感じた日	年 月 日
分娩(べん)予定日	令和 6 年 3 月 15 日

※働く女性は、妊婦健康診査で医師等から指導（予防的措置も含まれます。）があった際は、「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用しましょう。

多胎妊娠の場合は、人数分の母子健康手帳の表紙の写しも併せてご提出ください。

お1人目

〇〇〇市
母子健康手帳

令和5年10月15日 交付 No. 00001

保護者の氏名	国保花子		
	国保太郎		
子の氏名 生年月日	(第 子)		
	令和 年 月 日	性別	

お2人目

〇〇〇市
母子健康手帳

令和5年10月15日 交付 No. 00002

保護者の氏名	国保花子		
	国保太郎		
子の氏名 生年月日	(第 子)		
	令和 年 月 日	性別	